

第3章 不当労働行為事件の審査

第1節 不当労働行為事件の概況

1 不当労働行為事件取扱件数

最近5年間の取扱件数は、次表のとおりである。

令和3年における申立件数は12件で、前年より4件増加し、過去5年間（平成28年～令和2年）の平均8件と比べても4件増加した。

（単位：件）

年 区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
前年からの繰越し	5	5	7	5	4
新規申立て	8	7	7	8	12
計	13	12	14	13	16

2 業種別申立件数

最近5年間の業種別申立件数は、次表のとおりである。令和3年における業種別申立件数は、「運輸業、郵便業」が4件、「医療、福祉」が3件、「複合サービス事業」、「サービス業」がそれぞれ2件、「製造業」が1件であった。

（単位：件）

年 区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0
建設業	0	0	0	0	0
製造業	0	1	1	1	1
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0
情報通信業	0	1	0	0	0
運輸業、郵便業	1	0	3	2	4
卸売業、小売業	1	0	1	1	0
金融業、保険業	0	0	0	0	0
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0
宿泊業、飲食サービス業	0	1	0	0	0
生活関連サービス業、娯楽業	2	1	0	0	0
教育、学習支援業	1	1	1	1	0
医療、福祉	1	2	1	3	3
複合サービス事業	2	0	0	0	2
サービス業	0	0	0	0	2
公務	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
計	8	7	7	8	12

3 該当号別申立件数

最近5年間の労働組合法第7条各号別申立事件数は、次表のとおりである。
 令和3年における申立号別の内訳を見ると、7条各号の単独号での申立ては2号の4件であり、他8件は複数号での申立てである。1号を含む申立てが7件（58%）、2号を含む申立てが11件（92%）、3号を含む申立てが7件（58%）、4号を含む申立てが1件（8%）となっている。

（令和3年12月31日現在）（単位：件）

区分	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
7条	1号該当	0	0	0	0	0
//	2号 //	2	1	2	6	4
//	3号 //	0	1	0	0	0
//	4号 //	0	0	0	0	0
//	1・2号 //	0	0	2	0	1
//	1・3号 //	2	2	2	1	1
//	1・4号 //	0	0	0	0	0
//	2・3号 //	0	1	0	1	1
//	2・4号 //	0	0	0	0	0
//	3・4号 //	0	0	0	0	0
//	1・2・3号 //	4	2	1	0	4
//	1・2・4号 //	0	0	0	0	0
//	1・3・4号 //	0	0	0	0	0
//	2・3・4号 //	0	0	0	0	0
//	1・2・3・4号 //	0	0	0	0	1
	計	8	7	7	8	12

注 追加申立て及び一部取下げを含む。

4 被申立人企業内の組合組織状況

最近5年間の申立事件に係る組合組織状況は、次表のとおりである。

（単位：件）

区分	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
	組合が1だけのもの	6	7	6	6	9
	組合が2以上のもの	2	0	1	2	3
	計	8	7	7	8	12

- 5 申立人別申立件数
最近5年間の申立人別申立件数は、次表のとおりである。
令和3年は、申立人の全てが組合単独である。

(単位：件)

区分	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
組	合	8	7	5	8	12
個	人	0	0	2	0	0
上	部	0	0	0	0	0
組	合	0	0	0	0	0
組	合・個	0	0	0	0	0
組	合・上	0	0	0	0	0
組	合・上	0	0	0	0	0
組	合・個	0	0	0	0	0
計		8	7	7	8	12

- 6 合同労組による申立件数及び駆け込み申立件数
いわゆる合同労組による不当労働行為救済申立件数と、これらの事件に含まれる、いわゆる駆け込み申立件数は、次表のとおりである。
令和3年においては、合同労組による申立てが83%を占めている。

(単位：件)

区分	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全申立件数		8	7	7	8	12
合同労組申立て (駆け込み申立て：内数)		7 (1)	6 (2)	5 (3)	7 (4)	10 (5)

- 7 企業規模別申立件数
最近5年間の企業規模別申立件数は、次表のとおりである。

(単位：件)

区分	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
29人以下		1	1	1	2	1
30人～49人		0	0	1	0	1
50人～99人		2	3	3	3	1
100人～299人		1	0	0	1	7
300人～499人		1	0	1	0	2
500人～999人		2	0	0	0	0
1,000人以上		1	3	1	2	0
計		8	7	7	8	12

8 終結状況

(1) 事件終結状況

最近5年間の事件終結状況は、次表のとおりである。

令和3年においては、取下げ・和解による終結は前年に比べ減少し、命令・決定による終結は前年と変わらなかった。

(単位：件)

区分		年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
係属	前年からの繰越し		5	5	7	5	4	
	新規申立て		8	7	7	8	12	
	計		13	12	14	13	16	
終結状況	取下げ・和解	取下げ	0	0	0	2	3	
		和 解	無関与	0	0	1	1	1
			関 与	6	1	6	3	1
		計	6	1	7	6	5	
	命令・決定	全部救済		0	2	0	1	1
一部救済		2	2	1	1	0		
棄 却		0	0	1	1	1		
却 下		0	0	0	0	2		
計		2	4	2	3	4		
合 計		8	5	9	9	9		
翌年への繰越し			5	7	5	4	7	

(2) 終結区分別平均処理日数

最近5年間の終結区分別平均処理日数は、次表のとおりである。

令和3年においては、平均処理日数が命令・決定事件、取下げ・和解事件ともに前年に比べ減少している。

(単位：日(件))

区分	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
命令・決定		291(2)	350(4)	356(2)	434(3)	279(4)
取下げ・和解		167(6)	241(1)	147(7)	199(6)	146(5)
総平均(計)		198(8)	328(5)	194(9)	278(9)	205(9)

(3) 終結区分別最長・最短処理日数

最近5年間の終結区分別最長・最短処理日数は、次表のとおりである。

(単位：日)

区 分		年				
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
命 令・決 定	最長	308	364	363	582	364
	最短	273	328	349	358	196
取下げ・和解	最長	319	241	176	314	248
	最短	85	241	78	36	70

(4) 命令・決定事件に関する確定及び不服状況

最近5年間の命令・決定事件について所定期間内に再審査申立てや行訴提起がなされた事件及び再審査申立て等が行われず確定した事件の状況は、次表のとおりである。

(令和3年12月31日現在) (単位：件)

区 分		年				
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
命 令 ・ 決 定		2	4	2	3	4
確 定		0	1	1	2	2
再 審 査	労 側 申 立 て	1	0	1	0	1
	使 側 申 立 て	0	0	0	0	1
行 訴	労 側 提 起	0	0	0	0	0
	使 側 提 起	1	3	0	1	0

(注) 確定、再審査、行訴の件数は、当該命令・決定が出された年に計上する。

9 審査の期間の目標及びその達成状況

労働組合法第27条の18に基づく審査の期間の目標及び目標の達成状況は次のとおりである。

(1) 審査の期間の目標

令和3年の審査の期間（命令交付までの期間）の目標は、次のとおりであった。

- ・労働組合法第7条第2号単独事件 10か月未満
（審査に時間を要することが見込まれる事件は1年未満）
- ・その他の事件 1年未満

なお、令和4年における審査の期間の目標は、令和3年と同様である。

(2) 目標の達成状況等

ア 終結区分別平均処理日数（最近5年間の終結区分別平均処理日数）

令和3年の終結事件の終結区分別平均処理日数を見ると、命令・決定によるものは279日（9月）、取下げ・和解によるものは146日（5月）で、総平均では205日（7月）となっている。

（単位：日（件））

区分	年					平成29～ 令和3年 平均
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
命令・決定	291(2)	350(4)	356(2)	434(3)	279(4)	341(3.0)
審査の期間の目標10か月未満	273(1)	- (0)	- (0)	- (0)	197(2)	222(0.6)
審査の期間の目標1年未満	308(1)	350(4)	356(2)	434(3)	362(2)	371(2.4)
取下げ・和解	167(6)	241(1)	147(7)	199(6)	146(5)	168(5.0)
審査の期間の目標10か月未満	120(4)	- (0)	148(2)	176(5)	120(4)	143(3.0)
審査の期間の目標1年未満	262(2)	241(1)	147(5)	314(1)	248(1)	206(2.0)
総平均（計）	198(8)	328(5)	194(9)	278(9)	205(9)	233(8.0)
審査の期間の目標10か月未満	150(5)	- (0)	148(2)	176(5)	146(6)	156(3.6)
審査の期間の目標1年未満	277(3)	328(5)	207(7)	404(4)	324(3)	296(4.4)

イ 令和3年終結事件処理日数別事件数

令和3年の終結事件の処理日数別事件数は、次表のとおりである。

（単位：件）

処理日数	事件数			構成比（%）
	命令・決定	取下げ・和解	計	
6か月未満	0(0)	4(4)	4(4)	100
6か月以上～10か月未満	2(2)	1(0)	3(2)	
10か月以上～1年未満	2(0)	0(0)	2(0)	
1年以上～1年6か月未満	0(0)	0(0)	0(0)	-
計	4(2)	5(4)	9(6)	100

（注）（ ）は内数で、審査の期間の目標が10か月未満のもの。

10 初審事件一覧

事 番	件 号	申 立		申 立 人 (組合種別)	被申立人 (業種)	申立事項		担当委員			処理経過 (終結事由)
		年	号			申 立 年月日	終 結 年月日	7 条 該 当 号	申立内容	審 査 委 員	
2	2	2. 2. 25	X労働組合 (企業労組)	独立行政法人Y (医療、福祉)	2	不誠実団交、 支配介入	大坪	吉村	宮田	2月22日命 令書写しを交 付した。	
		3. 2. 22									
	5	2. 7. 16	X労働組合 (合同労組)	医療法人Y (医療、福祉)	2	団交拒否	山下	桑原	和田	1月27日決 定書写しを交 付した。	
		3. 1. 27									
	6	2. 7. 16	X労働組合 (合同労組)	Y株式会社 (運輸業、郵便業)	2	団交拒否	服部	堂原	樋口	1月28日決 定書写しを交 付した。	
		3. 1. 28									
	8	2.12. 8	X労働組合 (合同労組)	Y株式会社 (運輸業、郵便業)	1	不利益取扱、 支配介入	徳永	桑原	和田	12月2日命 令書写しを交 付した。	
		3.12. 2									
3	1	3. 1. 5	X労働組合 (合同労組)	株式会社Y (製造業)	2	団交拒否	所	隈本	宮田	取下書が提出 された。	
		3. 6. 1									
	2	3. 2. 15	X労働組合 (合同労組)	有限会社Y (医療、福祉)	1	不利益取扱、 団交拒否、支配 介入、報復的不 利益取扱	上田	高田	竹内	合議準備中	
	3	3. 2. 22	X労働組合 (合同労組)	Y株式会社 (運輸業、郵便業)	2	団交拒否	森	堂原	宮田	関与和解が成 立し、取下書が 提出された。	
		3. 6. 21									
	4	3. 3. 10	X労働組合 (企業労組)	Y生活協同組合 (複合サービス事業)	2	不誠実団交	服部	島添	有馬	取下書が提出 された。	
		3. 7. 30									
5	3. 3. 19	X労働組合 (合同労組)	社会福祉法人Y (医療、福祉)	2	団交拒否	山下	隈本	竹内	無関与和解が 成立し、取下書 が提出された。		
	3. 5. 27										
6	3. 4. 12	X労働組合 (合同労組)	Y有限会社 (運輸業、郵便業)	1	不利益取扱、 不誠実団交、 支配介入	大坪	藤田	熊手	取下書が提出 された。		
	3.12. 15										
7	3. 6. 14	X労働組合 (合同労組)	Y株式会社 (サービス業)	1	不利益取扱、 団交拒否、 支配介入	上田	吉村	和田	12月9日第 4回調査を行 った。		
8	3. 6. 21	X労働組合 (合同労組)	株式会社Y (サービス業)	1	不利益取扱、 支配介入	所	高田	竹内	12月17日第4回 調査において関 与和解が成立し た。		

事 番	件 号	申 立 年月日	申 立 人 (組合種別)	被申立人 (業種)	7 条 該 当 号	申立事項 申立内容	担当委員			処理経過 (終結事由)
							審査 委員	労側 参与	使側 参与	
年	号	終 結 年月日								
3	9	3. 6. 25	X労働組合 (企業労組)	Y生活協同組合 (複合サービス事業)	1 2 3	不利益取扱、 不誠実団交、 支配介入	服部	島添 高田	有馬 中村	12月14日第4回 調査において関 与和解が成立し た。
	10	3. 7. 5	X労働組合 (合同労組)	Y株式会社 (運輸業、郵便業)	2 3	不誠実団交、 団交拒否、支 配介入	森	桑原 藤田	有馬 熊手	11月29日 第4回調査を 行った。
	11	3. 8. 23	X労働組合 (合同労組)	Y株式会社 (運輸業、郵便業)	1 2 3	不利益取扱、 団交拒否、支 配介入	徳永	藤田 吉村	竹内 和田	12月15日 第3回調査を 行った。
	12	3. 9. 28	X労働組合 (合同労組)	社会福祉法人Y (医療、福祉)	1 2	不利益取扱、 不誠実団交、 団交拒否	大坪 丸谷	島添 先川	竹内 中村	11月30日 第1回調査を 行った。

第2節 新規不当労働行為事件の申立概要

令和3年（不）第1号事件

申立人 X労働組合
被申立人 株式会社Y
申立年月日 令和3年1月5日
申立内容 団交拒否
申立概要

本件は、株式会社Yが、令和2年8月31日付け、9月10日付け及び同月30日付けの団体交渉申入れに応じなかったことが、労働組合法7条2号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

令和3年（不）第2号事件

申立人 X労働組合
被申立人 有限会社Y
申立年月日 令和3年2月15日
申立内容 不利益取扱、団交拒否、支配介入、報復的不利益取扱
申立概要

本件は、①未払残業手当及び処遇改善費を支払わない行為が労働組合法7条1号及び3号に、②福岡県において新型コロナに係る緊急事態宣言が発出中であることに鑑み、団体交渉については書面でのやり取りで行う旨通知し、団体交渉に応じない行為が労働組合法7条2号に、③有限会社Yの組合員に対する嫌がらせの言動が労働組合法7条3号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

上記申立て後の令和3年3月24日、④有限会社Yが、X労働組合、A1及びA2に対する損害賠償等請求事件を福岡地方裁判所小倉支部に提訴したことが、労働組合法7条3号及び4号に該当するとして、X労働組合は追加申立てを行った。

令和3年（不）第3号事件

申立人 X労働組合
被申立人 Y株式会社
申立年月日 令和3年2月22日
申立内容 団交拒否
申立概要

本件は、7回の団体交渉申入れに対し、Y株式会社が本社（博多駅前）での開催に固執し団体交渉に応じなかったことが、労働組合法7条2号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

令和3年（不）第4号事件

申立人 X労働組合
被申立人 Y生活協同組合
申立年月日 令和3年3月10日
申立内容 不誠実団交
申立概要

本件は、Y生活協同組合が、9・30回答を繰り返すのみで、形式的に団体交渉に応じるだけの姿勢であることが、労働組合法7条2号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

令和3年（不）第5号事件

申立人 X労働組合
被申立人 社会福祉法人Y
申立年月日 令和3年3月19日
申立内容 団交拒否
申立概要

本件は、令和3年1月5日及び同月19日付け団体交渉申入れに対し、社会福祉法人Yが団体交渉を拒否したことが、労働組合法7条2号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

令和3年（不）第6号事件

申立人 X労働組合
被申立人 Y有限会社
申立年月日 令和3年4月12日
申立内容 不利益取扱、不誠実団交、支配介入
申立概要

本件は、Y有限会社が、①Cへの教育・指導を行わず、Aが職場復帰できない状況を放置したこと、及びAを元の配送業務に戻さないことが労働組合法7条1号及び3号に、②Aの怪我を労災として取り扱わないことが労働組合法7条1号に、③団体交渉には弁護士及び会社管理職が出席しているものの、これらの者に決定権限はなく、形式的な団体交渉を繰り返したことが労働組合法7条2号に、④X労働組合の申入れに対し警察に通報したことが労働組合法7条3号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

令和3年（不）第7号事件

申立人 X労働組合
被申立人 Y株式会社
申立年月日 令和3年6月14日
申立内容 不利益取扱、団交拒否、支配介入

申立概要

本件は、Y株式会社が、①組合員である派遣社員らを一方的に雇止めしたこと及び②タイムカードを示さず未払残業代を支払わないことが労働組合法7条1号及び3号に、③X労働組合の再三の団体交渉申入れにY株式会社が応じないことが労働組合法7条2号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

令和3年(不)第8号事件

申立人 X労働組合
被申立人 株式会社Y
申立年月日 令和3年6月21日
申立内容 不利益取扱、支配介入
申立概要

本件は、株式会社Yが、①自己都合退職の離職票を一方的に送り付け組合員であるAを解雇したこと、②事前に通知した年休の一部しか認めなかったこと及び③入社祝金の未払い分を支払わないことが労働組合法7条1号及び3号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

令和3年(不)第9号事件

申立人 X労働組合
被申立人 Y生活協同組合
申立年月日 令和3年6月25日
申立内容 不利益取扱、不誠実団交、支配介入
申立概要

本件は、Y生活協同組合が、①Aに対し雇用延長等の措置を講じないことが労働組合法7条1号及び3号に、②団体交渉におけるY生活協同組合の対応が労働組合法7条2号に、③理事会決定が組合活動の弱体化を図るものとして労働組合法7条3号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

令和3年(不)第10号事件

申立人 X労働組合
被申立人 Y株式会社
申立年月日 令和3年7月5日
申立内容 不誠実団交、団交拒否、支配介入
申立概要

本件は、①平成30年12月締結の36協定とその届出について協議された、令和3年1月28日の事務折衝、3月10日の事務折衝、4月14日の団体交渉におけるY株式会社の行為が労働組合法7条2号に、②令和2年10月12日、X労働組合のA執行委員長がC1労働組合のC2執行委員長宅を訪問し、同36協定について尋ねたことを、Y株式会社が警察に通報したこと、12月2日の団体交渉において、A執行委員長のフェイスブ

ック記事を示して営業妨害と主張したこと、並びに令和3年2月2日、同月3日及び同月5日、C3大牟田工場の門前の路上において、横断幕を掲げたことについてY株式会社が警察に通報したことなどが、労働組合法7条3号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

上記申立て後の令和3年8月17日、X労働組合が6月21日付けで申し入れた団体交渉について、Y株式会社に在籍する組合員が出席しなければ応じられないとY株式会社が回答したことは、労働組合法7条2号に該当するとして、X労働組合は追加申立てを行った。

令和3年（不）第11号事件

申立人 X労働組合
被申立人 Y株式会社
申立年月日 令和3年8月23日
申立内容 不利益取扱、団交拒否、支配介入
申立概要

本件は、Y株式会社が①Aを雇用しないこと及び②CがAに対し、現行の16時間勤務を6時間勤務に短縮する「勤務シフト変更契約書」への署名を要求し、Aの勤務時間を減少させたことが労働組合法7条1号及び3号に、③X労働組合の5回の団体交渉申入れにY株式会社が応じないことが労働組合法7条2号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

令和3年（不）第12号事件

申立人 X労働組合
被申立人 社会福祉法人Y
申立年月日 令和3年9月28日
申立内容 不利益取扱、不誠実団交、団交拒否
申立概要

本件は、①Aに対しシフトを示したことが労働契約の申込みで、Aが社会福祉法人Yに対し確認を求め勤務が承諾されたことにより労働契約が成立しており、この労働契約を一方的に破棄したことが、労働組合法7条1号に、②X労働組合が行った令和3年1月5日、同月19日、7月14日及び同月26日付け団体交渉申入れに対し、社会福祉法人Yが誠実に応じなかったことが、労働組合法7条2号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

第3節 不当労働行為終結事件

1 取下げ・和解によるもの

(1) 取下げによるもの

ア 令和3年(不)第1号事件

申立概要

34頁参照

終結までの経過

申立て後、期日外で自主交渉を静観していたところ、令和3年6月1日、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

イ 令和3年(不)第4号事件

申立概要

35頁参照

終結までの経過

申立て後、調査3回を行ったところ、令和3年7月30日の第3回調査において、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

ウ 令和3年(不)第6号事件

申立概要

35頁参照

終結までの経過

申立て後、調査3回、審問2回を行ったところ、令和3年12月15日、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

(2) 無関与和解によるもの

令和3年(不)第5号事件

申立概要

35頁参照

終結までの経過

申立て後、調査1回を行い、期日外で自主交渉を静観していたところ、両当事者間で和解が成立し、令和3年5月27日、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

(3) 関与和解によるもの

令和3年(不)第3号事件

申立概要

34 頁参照

終結までの経過

申立て後、調査3回を行ったところ、令和3年6月21日の第3回調査において関与和解が成立し、和解協定が締結された。同日、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

(4) 和解認定等を行ったもの

ア 和解認定

イ 和解調書の作成

ウ 執行文の付与

本年は、ア～ウのいずれについても申立てはなく、和解認定等を行わなかった。

2 命令・決定によるもの

(1) 令和2年(不)第2号事件

1 当事者

(1) 申立人 X労働組合(以下「組合」という。)

(2) 被申立人 独立行政法人Y(以下「法人」という。)

2 事案の概要

本件は、①組合が、法人が運営するB医療センター(以下「本件病院」という。)に対して申し入れた、休憩室及び院内保育所門前でのビラ配布の許可を議題とする3回の団体交渉における、本件病院のビラ配布を許可しない理由や具体的な業務上の支障についての説明に係る対応が労働組合法7条2号に、②本件病院が、組合に対して休憩室及び院内保育所門前でのビラ配布を許可しなかったことが労働組合法7条3号に該当するとして、組合が救済を申し立てたものである。

3 審査経過

令和2年2月25日の申立て後、調査3回、審問1回を行い、令和3年2月20日申立人に、同月22日被申立人に命令書写しを交付した。

4 命令主文の要旨

(1) 法人は、組合が申し入れた、B医療センターの休憩室及び院内保育所門前におけるビラ配布の許可を議題とする団体交渉に、組合の提案に対して十分に検討して誠実に応じること。

(2) 法人は、B医療センターの休憩室及び院内保育所門前における組合のビラ配布について、主文第1項の誠実な団体交渉を経ないまま、不許可とする対応をとってはならないこと。

5 判断要旨

(1) 本件申立ては、却下事由(労働委員会規則33条1項5号)に該当するか被申立人は、申立人の主張する事実が不当労働行為に該当しないことが明らかであるとして、本件申立ては却下されるべきである旨主張している。

しかし、本件申立ては、証拠調べを行うことにより、不当労働行為に該当するか否かを判断する必要があるものであることから、労働委員会規則33条1項5号の却下事由には該当せず、被申立人の主張は採用できない。

(2) 本件団体交渉における本件病院の対応は、労働組合法7条2号に該当するか(救済)

ア 団体交渉において、使用者は、自己の主張を相手方が理解し、納得することを目指して、誠意をもって団体交渉に当たらなければならない、組合の要求や主張に対する回答や自己の主張の根拠を具体的に説明したり、必要な資料を提示するなどし、また、組合からの要求や提案に対しては真摯

に検討を行い、それらに対し譲歩することができないとしても、その論拠を示して反論するなどの努力をすべき義務がある。

イ(ア) 本件病院は、休憩室でのビラ配布について、本件団体交渉において、許可できない理由を以下のとおり説明している。

- ① 休憩時間の自由利用を害されるおそれがあるので、休憩している職員に「自発的」でないことを強いることはやめてほしい、ビラを受け取らせることは休憩している職員の「自発的な行為」ではないのでやめてほしい。
- ② 普段接することのない者が休憩室に出入りすることにより職員は心理的なストレスを感じる、本件病院は法人の運営する病院の中でも最も忙しい病院であり、職員の貴重な休憩時間を守りたい。
- ③ 現在許可している3箇所の通用口でのビラ配布により職員への周知は可能である。

(イ) 上記①については、本件病院の主張は独自の見解に基づくものに過ぎず、論拠となり得ない。

次に、上記②については、組合が、第1回団体交渉時には毎回違う者がビラを配布することがないように配慮する旨案を示し、さらに、第3回団体交渉時には、組合が何分以内に休憩室を退出するという時間設定も可能である旨案を示したにもかかわらず、本件病院は、何ら検討もせず、職員の休憩を妨げるおそれのあるものは一切許可しないという姿勢に終始し、同じ主張を繰り返すに止まっている。

上記③についても、本件病院の回答は、休憩室でビラを配布する必要があるとする組合の要求に対する十分な回答とはなっていないといわざるを得ない。

(ウ) よって、休憩室でのビラ配布についての本件団体交渉における本件病院の対応は、自己の主張を組合側が理解し納得することを目指して、誠意をもって団体交渉に応じているものとは評価できない。

ウ(ア) 本件病院は、院内保育所門前でのビラ配布について、本件団体交渉において、許可できない理由を以下のとおり説明している。

- ① 院内保育所は飛地の場所に所在しているため何らかの問題が生じた場合に情報収集を行うことができない。
- ② ビラを配布する組合員の足に園児が引っ掛かり転倒して怪我をしたり、外部の者が関係者を装ってビラを配布する可能性がある、本件病院の職員以外の保護者もビラ配布の対象者となる、本件病院の職員以外の保護者から苦情が寄せられる可能性がある。
- ③ 現在許可している3箇所の通用口でのビラ配布により職員への周知は可能である。

(イ) 上記①については、本件病院の説明は抽象的な説明の域を出ていない。

具体的な説明としての上記②について、まず本件病院は、ビラを配布する組合員の足に園児が引っ掛かり転倒して怪我をしたり、外部の者が

組合員を装ってビラを配布する可能性を指摘しているが、これについては、ビラ配布を一律に不許可とするほどおよそ現実的な理由であるとはいえない。

次に、ビラ配布の対象者について、組合は、院内保育所の職員に限定して配布するという方法に言及しているが、本件病院は、これについて具体的に協議していない。

続いて、本件病院の職員以外の保護者から苦情が寄せられる可能性について、組合は、組合員がビラ配布の際に許可証を着用するという方法について言及しているが、本件病院は、これについても具体的に協議していない。

そして、本件病院は、組合に対し、院内保育所門前でのビラ配布とは別の方法を検討するよう求め、結局のところ、何が起こるか分からないと結論づけている。さらに、組合が協議継続を求めたところ、本件病院は、3回の団体交渉で協議は尽くされたとしている。

上記③についても、院内保育所の職員は、3箇所の通用口は通行しないから、本件病院の回答は、院内保育所門前でビラを配布する必要があるとする組合の要求に対する十分な回答とはなっていない。

(ウ) よって、院内保育所門前でのビラ配布についての本件団体交渉における本件病院の対応は、自己の主張を組合側が理解し納得することを目指して、誠意をもって団体交渉に応じているものとは評価できない。

エ 上記イ及びウより、本件団体交渉における本件病院の対応は、不誠実であるといわざるを得ず、労働組合法7条2号の不当労働行為に該当する。

(3) 本件病院が休憩室及び院内保育所門前でのビラ配布を許可しなかった行為は、労働組合法7条3号に該当するか(救済)

ア 一般に、ビラ配布は組合にとって重要な組合活動であり、本来ビラ配布に関するルールについては、団体交渉の中で協議されるべきものである。

本件においては、組合が本件団体交渉の中で述べているように、現在許可されている3箇所の通用口では、出勤時間帯が様々である本件病院の職員に対し、ビラを配布しきれないという事情や、組合が組合員の範囲としている院内保育所の職員に対し、配布することができないという事情が認められる。

イ 休憩室でのビラ配布について、本件団体交渉において、組合は、毎回違う者がビラを配布することがないように配慮するという案、ビラ配布について何分以内に休憩室を退出するという時間設定も可能であるという案を示しているが、本件病院は、協議しようとする姿勢を全く見せていない。

このように、本件団体交渉の中で休憩室でのビラ配布に係るルールについて協議が尽くされていない中で、本件病院は、一律にビラ配布を制限しており、こうした本件病院の対応によって組合のビラ配布が阻害さ

れていることが認められる。

ウ 院内保育所門前でのビラ配布について、本件団体交渉において、組合は、本件病院が発行する許可証を着用するという案、院内保育所の職員に限定して配布するという案を示しているが、本件病院は、協議しようとする姿勢を全く見せていない。

このように、本件団体交渉の中で院内保育所門前でのビラ配布に係るルールについて協議が尽くされていない中で、本件病院は、一律にビラ配布を制限しており、こうした本件病院の対応によって組合のビラ配布が阻害されていることが認められる。

エ 上記イ及びウのとおり、ビラ配布という組合活動が一定制限を受けていることは、本件団体交渉における本件病院の対応が不誠実であったことに起因しているものである。

そして、上記アのとおり、組合が休憩室及び院内保育所門前でのビラ配布を求める事情も考慮すると、本件病院が、十分な協議を経ないまま、それらの場所でのビラ配布を許可しなかった行為は、組合の組合活動を阻害するものであり、労働組合法7条3号の不当労働行為に該当する。

(2) 令和2年(不)第5号事件

1 当事者

- (1) 申立人 X労働組合(以下「組合」という。)
- (2) 被申立人 医療法人Y(以下「法人」という。)

2 事案の概要

本件は、組合の令和2年1月7日以降3回の団体交渉申入れに対し、法人が鹿児島市以外では団体交渉に応じないとして団体交渉開催に応じなかったことが、労働組合法7条2号に該当する不当労働行為であるとして、大分市又は福岡市での団体交渉応諾を求めて申し立てられたものである。

3 審査経過

令和2年7月16日の申立て後、調査2回を行い、令和3年1月27日、両当事者に決定書写しを交付した。

4 決定主文の要旨

本件申立てを却下する。

5 判断要旨

- (1) ア 本件における組合の実態をみると、組合役員は、執行委員長と書記長の2名であり、執行委員長であるA1は、鹿児島市に所在の株式会社A2の代表者であることが認められる。
そうすると、A1執行委員長が、「他人との間において使用従属の関係に立ち、その指揮監督の下に労務に服し、労働の対価として報酬を受け、これによって生活する者」に該当すると認めることはできない。
このように、組合において、労働組合法上の労働者とは認められない者が、組合役員の2名のうちの1名、しかも執行委員長の地位にあって、そうした者が実質的に当該団体の中心的地位を占め、その主体をなしているものというべきである。
イ したがって、組合は、労働者が主体となっているものとは認められず、労働組合法2条の規定に適合するとは認められない。
- (2) ア 組合によると、現在、大会の議決及び役員選任に係る「議決権を有する組合員」はわずか2名であり、事実上、議決権は組合執行部に所属する一部の組合員に制限されている。
このように、組合においては、一般の組合員には議決権や役員選任の投票権はなく、一般の組合員は組合の運営にかかわっていない実態がある。
さらに、組合は、平成29年8月1日の東京都労働委員会による法人登記のための資格審査適合決定後、同年9月1日に規約を改正し、組合大会の議決権を制限する内容に改めている。

組合によると、その改正手続は、執行部所属組合員及び協力組合員で手分けして、組合員に電話連絡を行った上で規約改正の同意確認を行い組合員過半数の支持を得たとの方法によるとのことである。このような方法が直接無記名投票であるとは到底いえない。このように、組合は一部の幹部によって所定の手続を踏むこともなく規約を変更することができ、実態として、議決権や投票権を一部の者に限定して運営しているものと認められる。

以上の状況を踏まえると、組合は、実態として、公称組合員11万人を有する組合の運営を役員2名のみで行っており、組合の運営に対して、役員以外の一一般の組合員の意思を反映させることは困難であるといわざるを得ず、組合幹部など一部の者の独裁に対する関係で自主的であるとはいえない。

イ 本件における組合の決算書（令和元年6月1日から令和2年5月31日まで）をみると、組合の支出は40,000円のみということになるが、組合は、不足する経費は、有志や各組合員の寄付等の負担によって維持されているとして、決算書に記載がないと主張する。また、組合は、組合事務所については、組合の活動に賛同する個人や企業から最小限の事務所スペースを無償で提供されていると主張する。

であるならば、実際には、組合の運営に当たって決算書よりも多くの経費が必要であるにもかかわらず、決算書からは組合の会計の実態が明らかではなく、結局、外部の者を含む一部の者の出捐によりその経費がまかなわれていたものと認められる。このように、多くの支出を外部の者を含む一部の者の出捐によっている組合財政は、外部の者や組合幹部の多大な影響を受けるものであり、外部の者の支配干渉を排除しているものとは認められず、組合幹部など一部の者の独裁に対する関係で自主的であるとはいえない。

ウ 上記ア及びイのとおり、組合は、労働者が自主的に組織する団体とは認められず、労働組合法2条の要件を欠いているといわざるを得ない。

(3) 上記(1)及び(2)で検討したとおり、組合は労働組合法2条の要件を欠いている。

よって、同法5条2項の要件を検討するまでもなく、組合が、労働組合法に規定する手続に参加し、同法による救済を受ける資格を有するものであると認めることはできない。

(3) 令和2年(不)第6号事件

1 当事者

- (1) 申立人 X労働組合(以下「組合」という。)
- (2) 被申立人 Y株式会社(以下「会社」という。)

2 事案の概要

本件は、組合の令和2年2月28日以降7回の団体交渉申入れに対し、会社が新型コロナウイルスの感染状況に鑑み県をまたぐ移動はすべきでないなどとして団体交渉開催に応じなかったことが、労働組合法7条2号に該当する不当労働行為であるとして、団体交渉応諾を求めて申し立てられたものである。

3 審査経過

令和2年7月16日の申立て後、調査1回を行い、令和3年1月27日申立人に、同月28日被申立人に決定書写しを交付した。

4 決定主文の要旨

本件申立てを却下する。

5 判断要旨

- (1) ア 本件における組合の実態をみると、組合役員は、執行委員長と書記長の2名であり、執行委員長であるA1は、鹿児島市に所在の株式会社A2の代表者であることが認められる。
そうすると、A1執行委員長が、「他人との間において使用従属の關係に立ち、その指揮監督の下に労務に服し、労働の対価として報酬を受け、これによって生活する者」に該当すると認めることはできない。
このように、組合において、労働組合法上の労働者とは認められない者が、組合役員の2名のうちの1名、しかも執行委員長の地位にあって、そうした者が実質的に当該団体の中心的地位を占め、その主体をなしているものというべきである。
イ したがって、組合は、労働者が主体となっているものとは認められず、労働組合法2条の規定に適合するとは認められない。
- (2) ア 組合によると、現在、大会の議決及び役員選任に係る「議決権を有する組合員」はわずか2名であり、事実上、議決権は組合執行部に所属する一部の組合員に制限されている。
このように、組合においては、一般の組合員には議決権や役員選任の投票権はなく、一般の組合員は組合の運営にかかわっていない実態がある。
さらに、組合は、平成29年8月1日の東京都労働委員会による法人登記のための資格審査適合決定後、同年9月1日に規約を改正し、組合大会の議決権を制限する内容に改めている。

組合によると、その改正手続は、執行部所属組合員及び協力組合員で手分けして、組合員に電話連絡を行った上で規約改正の同意確認を行い組合員過半数の支持を得たとの方法によるとのことである。このような方法が直接無記名投票であるとは到底いえない。このように、組合は一部の幹部によって所定の手続を踏むこともなく規約を変更することができ、実態として、議決権や投票権を一部の者に限定して運営しているものと認められる。

以上の状況を踏まえると、組合は、実態として、公称組合員11万人を有する組合の運営を役員2名のみで行っており、組合の運営に対して、役員以外の一般の組合員の意思を反映させることは困難であるといわざるを得ず、組合幹部など一部の者の独裁に対する関係で自主的であるとはいえない。

イ 本件における組合の決算書（令和元年6月1日から令和2年5月31日まで）をみると、組合の支出は40,000円のみということになるが、組合は、不足する経費は、有志や各組合員の寄付等の負担によって維持されているとして、決算書に記載がないと主張する。また、組合は、組合事務所については、組合の活動に賛同する個人や企業から最小限の事務所スペースを無償で提供されていると主張する。

であるならば、実際には、組合の運営に当たって決算書よりも多くの経費が必要であるにもかかわらず、決算書からは組合の会計の実態が明らかではなく、結局、外部の者を含む一部の者の出捐によりその経費がまかなわれていたものと認められる。このように、多くの支出を外部の者を含む一部の者の出捐によっている組合財政は、外部の者や組合幹部の多大な影響を受けるものであり、外部の者の支配干渉を排除しているものとは認められず、組合幹部など一部の者の独裁に対する関係で自主的であるとはいえない。

ウ 上記ア及びイのとおり、組合は、労働者が自主的に組織する団体とは認められず、労働組合法2条の要件を欠いているといわざるを得ない。

(3) 上記(1)及び(2)で検討したとおり、組合は労働組合法2条の要件を欠いている。

よって、同法5条2項の要件を検討するまでもなく、組合が、労働組合法に規定する手続に参加し、同法による救済を受ける資格を有するものであると認めることはできない。

(4) 令和2年(不)第8号事件

1 当事者

- (1) 申立人 X労働組合(以下「組合」という。)
- (2) 被申立人 Y株式会社(以下「会社」という。)

2 事案の概要

本件は、会社の次の①から⑦までの行為が労働組合法7条1号及び3号にそれぞれ該当するとして、組合が救済を申し立てたものである。

- ① 会社が、始業前の残業手当として、A1及びA2以外の乗務員には2年間分を支払い、両名には1年間分だけしか支払わなかったこと。
- ② 会社が、A2に対し、2年5月1日付けで注意書を通知したこと。
- ③ 会社が、A1に対し、2年6月15日付けで減給処分を行ったこと。
- ④ 会社が、A1に対し、2年6月25日付けで出勤停止処分を行ったこと。
- ⑤ 2年度の賃上げ交渉において、会社の組合への賃上げ回答が2年7月1日になったこと。
- ⑥ 会社が、A2とA3に対し、時季変更権を行使し、年休申請日の年休を認めなかったこと。
- ⑦ 会社が、A1及びA2に対し、小倉営業所の他の乗務員と比較して普通残業手当、深夜残業手当、距離手当及び乗換手当を平等になるよう配車しなかったこと。

3 審査経過

令和2年12月8日の申立て後、調査4回、審問3回を行い、令和3年12月2日両当事者に命令書写しを交付した。

4 命令主文の要旨

本件申立てを棄却する。

5 判断要旨

- (1) A1及びA2に対する始業時刻前の業務に対する残業代の支払いについて(棄却)

A1及びA2の支払対象期間を1年間としたことは、平成30年6月7日以降に、点検、点呼等の始業時刻前の業務を行っていなかったことを会社が把握したためであることが認められる。また、会社は、各営業所で聴取を行い、各営業所のローリー運転手に始業時刻前の業務を行っていなかった者はいなかったことも確認している。

したがって、会社が始業前の残業手当として、他のローリー運転手には2年間分を支払い、A1及びA2には1年間分を支払ったことは、組合員であること又は組合の正当な行為を理由としてなされたものとは認められないので、労働組合法7条1号の不利益取扱いに該当しない。また、申

立人が主張する組合に対する干渉とも認められないので、同条3号の支配介入にも該当しない。

(2) A2に対する2年5月1日付け注意書について(棄却)

会社が荷主の意向に従って到着遅延時の連絡徹底を行っている中、A2は、二度続けて無連絡の遅刻を行っており、2年4月1日通知書で注意喚起を行った後も、無連絡の遅刻を行ったという状況から、会社が書面により注意したことはやむを得ないと思料する。

2年4月1日通知書発行後に初めて無連絡の遅刻を行った乗務員が1名おり、その者に対しても、A2と同様に注意書交付を行っていたことからすると、組合員のみ不当に取り扱っているとはいえない。

よって、会社が、A2に対し2年5月1日付けで注意書を交付したことは、労働組合法7条1号の不利益取扱いに該当しない。また、組合員を狙ったものとはいえ、組合に対する弱体化行為とも認められないから、同条3号の支配介入にも該当しない。

(3) A1に対する2年6月15日付け減給処分について(棄却)

ア 処分理由①のA1が遠回りを行った理由について、2年5月29日のB所長による事情聴取では、大谷ジャンクション出口付近の渋滞を理由として説明し、始末書には、通り過ぎた後に車が多かったのだろうと思い込んでいたと記載したことが認められ、A1は、車が多かったことを遠回りの理由としていたと推認できる。

一方、会社は、A1が運転した車両に搭載のドライブレコーダーより、大谷ジャンクション出口に車が並んでいなかったことを確認し、福岡北九州高速道路公社から、当日大谷ジャンクション出口付近の渋滞や事故が発生していなかったとの回答を受けたことが認められる。

したがって、A1は、正当な理由なく遠回りを行ったものであり、荷主からも指摘を受けていることから、就業規則68条6号に該当する。

また、本件事案が発生したときは、すでに会社は2年4月1日通知書を発しているため、就業規則68条4号に該当する。

イ 処分理由②のA1が遠回りを行ったことを配車責任者へ報告しなかったことは、2年4月1日通知書では、「合理性のあるルートを外れて走行する場合は事前に配車責任者へ連絡を行うこと」が掲げられ、従わなかった場合は、指導や処分の対象となり得るので、就業規則69条3号に該当する。

ウ 処分理由③のA1が遠回りについて虚偽の説明を行い理由書の提出を拒否したことについては、B所長が会社の業務命令であることを伝えた上で理由書の提出を指示しているのに対し、A1は搬送道路を指定することを提出の条件として要求しており、会社の業務命令に条件を付けることは認められないことから、B所長は、その場でのA1とのやりとりを打ち切ったものである。また、結局A1は、理由書を提出していない。

したがって、車が多かったとするA1の説明は、就業規則69条8号に該当し、また、業務命令としての理由書の提出指示に対して、これに応じ

る条件として搬送道路の指定を一方的に提示し、結局は理由書を提出しなかったことは、就業規則69条3号に該当する。

エ 会社は、遠回りをしないことを全乗務員に対し、2年3月31日に説明会を開催した上で2年4月1日通知書で周知しており、会社が違反に対し厳しい態度で臨むのは仕方がないことであるといえる。また、A1が配車責任者に遠回りしたことを報告しなかったことや理由書提出に応じなかったことも、情状を酌むべきところがないものといえ、A1のこれまでの処分歴からしても減給処分はやむを得なかったものといえる。

オ 以上のとおり、会社がA1に対し2年6月15日付で減給処分を行ったことは、客観的に合理的な理由があって社会通念上相当なものであり、会社の不当労働行為意思も認められず、労働組合法7条1号の不利益取扱いに該当しない。また、組合員を狙ったものとはいえ、組合に対する弱体化行為とも認められないので同条3号の支配介入にも該当しない。

(4) A1に対する2年6月25日付け出勤停止処分について（棄却）

ア まず会社の事情聴取でのA1の弁明内容を見ると、液面計は当てにできない、見ても意味がない旨を説明していたことが認められる。

次に、A1が会社に提出した経緯書の弁明内容を見ると、空車重量の書き間違えとし、始末書の弁明内容も、空車重量の書き間違えと自重計の不具合が過充填の理由としており、液面計については何も触れられていなかったことが認められる。

また、会社は、A1が過充填を起こした車両で実地検証を行い、車両自体に問題がないことを確認したほか、乗務員への聴き取り調査でも液面計が当てにならないといった事実は確認されていなかったことが認められる。

これらのことや当委員会に提出された証拠及び弁論の趣旨から見ても、A1は、過充填を防ぐべく注意深く監視する必要があるとされる液面計、自重計、検液弁の3点のうち液面計について、当てにならないという独自の判断の下、十分な監視を行わなかった結果、過充填を引き起こしたものとわざるを得ない。

したがって、A1が、適切な監視を怠った結果、過充填を引き起こし、仕入先の担当者から通報を受けたことは、就業規則68条6号に該当する。

また、会社は、重大な事故等を引き起こす可能性もある液体ガスの過積載を防止するため、ガス充填時の監視業務を最重要項目の1つとして毎年講習を行っており、A1が引き起こした過充填は、こうした会社の講習に従わなかった結果であるので、就業規則68条8号に該当する。

イ A1は、過去にも過充填を起こしているほか、会社は、液体ガス充填時の監視業務を最重要項目として、保安講習会において繰り返し乗務員に注意喚起していたところ、平成30年12月にも、A1は、充填の際にスマートフォンを扱い、計器の監視を怠ったために客先から通報され出勤停止処分を受けている。

これらのことからすると、今回のA1に対する出勤停止処分が過重であるとはいえない。また、A1のこれまでの処分歴からしても出勤停止処分はやむを得なかったものといえる。

ウ 以上のとおり、会社のA1に対する出勤停止処分は、客観的に合理的な理由があって社会通念上相当なものであり、会社の不当労働行為意思も認められないため、会社がA1に対し2年6月25日付の出勤停止処分を行ったことは、労働組合法7条1号の不利益取扱いに該当しない。また、組合員を狙ったものとはいえ、組合に対する弱体化行為とも認められないため、同条3号の支配介入にも該当しない。

(5) 会社による2年7月1日の賃上げ回答について（棄却）

組合に対する賃上げ回答が7月1日となったことは、3月23日予定の団体交渉が延期され、その後組合が団体交渉申入れを行わなかったことによるところが大きいのであって、他に会社の不当労働行為意思を認める事情も見出すことはできない。

よって、組合に対する会社の賃上げ回答が2年7月1日となったことは、労働組合法7条1号の不利益取扱いには該当しない。また、申立人が主張する組織の弱体化を狙った干渉行為とも認められず、同条3号の支配介入にも該当しない。

(6) A2及びA3に対する時季変更権の行使について（棄却）

本件についての経緯からは、次のことがいえる。

- ①組合員4名の年休取得申請は取得日が1週間程度先のものであった。
- ②小倉営業所においては、乗務員が計12名いる中、組合員4名の年休取得申請を認めると、長期入院中の者も含めて5名が欠けることとなり、当時の出勤者数ベースで見ると、およそ稼働乗務員数が半減する。
- ③会社は、組合員4名のうち2名については、申請されたすべての年休取得を認めたほか、残り2名についても連続する2日のうち1日については年休取得を認めた。
- ④会社は、納入先と日程調整を行い、バラ瓶輸送について点呼係に対応させ、他の営業所への応援要請を行う等の調整の結果、③のように年休取得申請の全部又は一部について認めたこと。

これらのことからすると、会社は組合員4名の年休申請について、年休を取得できるよう納入先の日程調整等を行った上で、うち2名についてやむを得ず時季変更権を行使したものといえる。

以上のとおり、会社がA2とA3に対し時季変更権を行使したことには不当労働行為意思が認められず、会社が組合員らの年休取得申請日の年休の一部を認めなかったことは、労働組合法7条1号の不利益取扱いに該当しない。また、年休取得申請をした組合員4名のうち、2名には申請したすべての年休取得を認めていることから組織の弱体化の意図があったとは認められないため、同条3号の支配介入にも該当しない。

(7) A1及びA2に対する配車について（棄却）

残業手当及び乗換手当については、A1及びA2に対する配車に差があ

ったとはいえない。

距離手当及び深夜残業手当の支給金額に、A 1 及びA 2 と他のローリー運転手との間に差があるのは、もっぱらA 1 及びA 2 が深夜残業を多く含む炭酸納入業務や対馬行きを拒否したこと、スポット指示を拒否したこと及び土日出勤も拒否したことに起因するものである。

以上のとおり、会社は、A 1 及びA 2 に対し、普通残業手当、深夜残業手当、距離手当及び乗換手当を他の乗務員とも平等になるように配車していないとはいえないため、その余の点を判断するまでもなく、会社のA 1 及びA 2 に対する配車は、労働組合法7条1号の不利益取扱いに該当せず、同条3号の支配介入にも該当しない。

第4節 労組法第22条第1項に基づく強制権限行使の申立て

本年は、労組法第22条第1項に基づく強制権限行使の申立てはなかった。

第5節 労組法第27条の2第1項に基づく公益委員の除斥

本年は、労組法第27条の2第1項に基づく公益委員の除斥はなかった。

第6節 労組法第27条の3に基づく公益委員の忌避

本年は、労組法第27条の3に基づく公益委員の忌避はなかった。

第7節 労組法第27条の7第1項に基づく証人等出頭命令及び物件提出命令

本年は、労組法第27条の7第1項に基づく証人等出頭命令及び物件提出命令の申立てはなかった。

第8節 労委規則第32条の2に基づく当事者の追加

令和3年に取り扱った労委規則第32条の2に基づく当事者の追加申立ては、次表のとおりである。

事件番号	事件名	追加申立年月日	追加申立てのあった当事者	追加の理由	追加決定の有無及び決定年月日
3(不)2	有限会社Y	3. 6.30	個人B	有限会社Yの施設長であるBは、令和3年2月27日、X労働組合及び組合員2名を被告とする損害賠償請求訴訟を会社とともに福岡地方裁判所小倉支部に提起した。 この訴訟提起は、X労働組合活動の萎縮及びX労働組合の3(不)2事件の申立てに対する報復を目的とするものである。	追加決定無 3. 7.16

第9節 労委規則第40条に基づく審査の実効確保の措置

本年は、労委規則第40条に基づく審査の実効確保の措置はなかった。

第10節 確定命令不履行通知

本年は、労組法第27条の13第2項及び労委規則第50条第2項に基づく確定命令不履行通知はなかった。